

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 27 年に結婚、36 年 4 月に国民年金に任意加入し、60 歳になるまで国民年金保険料を支払ってきた。51 年 8 月からは付加保険料も納付してきた。保険料の支払は、町内会の班長に納めていたが、当時の保険料がいくらだったかは覚えていない。社会保険事務所の記録では 59 年 4 月に一度、資格を喪失したことになっているとのことだが、国民年金をやめた記憶は無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 年間と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 51 年 8 月から 59 年 3 月までの間は定額保険料に加えて付加保険料も納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月以降、一貫して収納組織を通じて国民年金保険料を納付していたと供述しており、申立期間当時、A 市に収納組織が存在していたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時の生活環境等に特段の変化は無かったとしており、国民年金保険料の納付に支障を生じるような事情は無かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年9月まで  
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、昭和61年10月5日にA社を退職し、同年11月21日にB市に喫茶店を出店した。

昭和61年10月ごろ、A社を退職と同時にB市役所本庁で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入を同時にするように強く説明され国民年金に加入した。

国民年金保険料はC銀行D支店で毎月、口座振替で納付していたが領収書等は受け取っていない。

公共料金等の支払は口座振替を利用してきたが未納となったことは無く、国民年金保険料だけ未納となっているのは納付できないので納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A社を昭和61年10月5日に退職し、自らB市役所本庁で国民年金の加入手続を国民健康保険の加入手続に併せて行ったと申し立てているが、申立人は退職した際に健康保険の任意継続を行っており、61年10月当時に国民健康保険の加入手続を行うとは考えられないほか、申立人に係るB市の被保険者記録によると、61年10月5日から62年10月4日までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付

できない期間である上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料をC銀行D支店において口座振替によって納付しており、その間、口座を変更することは無かったと申し立てているが、同支店の資料によると、口座振替による国民年金保険料の納付を確認できる同行における申立人名義の口座の開設年月日は平成10年11月24日であり、同口座に係る国民年金保険料口座振替依頼書が同月26日付けで新規の申込みであることが確認できる上、ほかに申立人名義の別口座に申立期間の国民年金保険料の納付記録を確認することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①以降、国民年金保険料及び国民健康保険料をC銀行D支店において口座振替によって納付していたと申し立てているが、B市の記録によると、申立人に係る国民健康保険料の口座振替開始年月日は平成3年12月13日であるため、それ以前の期間については口座振替以外の方法で国民健康保険料を納付していたと考えられる。一方、申立人の昭和62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付方法も国民健康保険料と同様であることが推測される。このことから、申立期間②のうち、健康保険の任意継続期間である63年4月から同年9月までの期間については、上記納付済期間と同様の方法で引き続き国民年金保険料を納付し、国民健康保険に加入した同年10月以降の期間については国民健康保険料と併せて国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から同年8月1日まで

私は、A株式会社に昭和31年6月1日から勤めており、この事実は雇用保険受給資格者証の資格取得年月日や退職金個人別支払明細書に記載された入社年月日からも確認できる。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間の記録は昭和31年8月1日になっており、同年6月及び同年7月の2か月間の記録が無いことは納得できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者期間の記録及びA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者である同僚の証言から、申立人が、昭和31年6月1日から同社に勤務していたことが認められる。

そして、昭和31年7月10日にA株式会社に新卒者として入社した同僚は、入社日と厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が一致しており、申立期間当時に申立人と同じ業務区域で勤務していた当該同僚は「申立人は、同社に以前勤務した経験があったので、31年6月1日に再度入社した時から、臨時採用などでは無く、正社員として勤務していたと思う。」と証言していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得時に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A株式会社の申立期間当時の人事担当者を特定することができず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年11月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和25年3月及び同年4月は4,000円、同年5月から26年7月までの期間は5,000円、同年8月から27年7月までの期間は6,000円、同年8月から同年10月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年11月28日まで  
昭和25年3月に高校を卒業後、A市内のB株式会社に入社し、27年11月末ごろまで製品管理、入出荷作業に従事していた。  
一緒に入社した同僚のC氏は当該事業所の厚生年金保険加入記録があるのに、夫の加入記録が無いことは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB株式会社の被保険者名簿において、申立人と同時期に入社したとする同僚のC氏の厚生年金保険の記号番号と一番違いで申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、申立期間と同一期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和25年3月及び同年4月は4,000円、同年5月から26年7月までの期間は5,000円、同年8月から27年7月までの期間は6,000円、同年8月から同年10月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は学校卒業後、両親と同居し父が自営する自転車店を手伝っていた。昭和 39 年 10 月 12 日に両親と共に国民年金手帳の再交付を受けたが申立期間について、当該手帳には両親と私とも同じ様に割印が押され右ページが切り取られている。両親の国民年金保険料は町内の人が集めに来られ、納付カードに印を押されており、私も同じ様に納めたと思う。両親は納付済みとなっているのに自分だけ未納となっていることに納得がいかない。家計を預かる亡母が家族の国民年金保険料を納めていたので確認はできないが、国民年金保険料の納付記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金保険料に係る具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人及び申立人の両親の再交付の国民年金手帳について、共に申立期間の印紙検認台紙が切り離されており、いずれのページにも契印があることから、申立人の両親と共に集金人に国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てているが、当該手帳は申立期間後の昭和 39 年に再交付されたものであり、制度上国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、前年度分の印紙検認台紙は契印し、切り離すこととされている上、申立人及び申立人の両親の申立期間に係る当該手帳の印紙検認記録欄に納付したことを示す検認印は無く、申立人の妻は、「義母は、加入当時は年金がもらえる年齢まで長生きはできないと思い国民年金保険料を払わなかったが、この歳になってから、年金の必要性を感じたので納めることにしたと言ってい

た。」と証言していることから、集金人に納付していたとの申立ては認め難い。

さらに、A市発行の領収書及び納付カード並びにB社会保険事務所発行の領収書によると、申立期間について、申立人の両親の国民年金保険料は、第2回特例納付によって納付されていることが確認でき、当該領収書のうち、A市発行分には1枚の領収書の中に申立人の両親の氏名が記載されている一方、申立人の氏名は記載されていないことから、申立人の国民年金保険料についても同時に特例納付が行われたとは認められず、ほかに特例納付された周辺事情も見いだすことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 50 年 3 月まで  
昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの間に国民年金のはがきが届いたので A 市役所に行ったところ、「このままだと年金が受給できない。」と説明されたため、知人からお金を借りて過去の未納分約 10 万円を一括納付したことを覚えており、未納期間があることは納得できない。

昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、加入当初から親が納付してくれていたものであり、特例納付したものではないと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料 10 万円が 55 年 6 月 2 日に特例納付されていることが確認できる上、申立人は、「まとめて 10 万円を納付したのは 1 回だけである。」と述べており、第 3 回目の特例納付期間が 55 年 6 月末までであったことを踏まえると、申立人がこの期間内に再度特例納付を行ったとは考え難い。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の一括納付を行った時期に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人の元夫及びお金を借りたとする知人も既に他界しており、当時の具体的な状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 4 日から 41 年 3 月 1 日まで  
船員手帳に記載のとおり、昭和 40 年 10 月 4 日から 41 年 3 月 1 日まで、A 所有の汽船「B」に乗船していたことは間違いないので、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人所有の船員手帳により、申立人は、昭和 40 年 10 月 4 日から 41 年 3 月 1 日までの期間、A 氏所有の B に甲板員として雇い入れられていたことが確認でき、当時の同僚も申立人が当該船舶に乗船していたことを証言している。

しかし、申立人が申立期間と同時期に B に同乗していたとする同僚 3 名について乗船直後の船員保険への加入状況を見ると、1 名はその証言により、乗船後 5 か月間船員保険被保険者記録が無く、他の 2 名は各々が所持する船員手帳の記録から乗船後 4 か月、12 か月の同記録が無いことが確認できる。

また、船員手帳に記載されている B の所有者及び船長は既に亡くなっているため、申立内容に関する証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く被保険者証番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 40 年 1 月まで  
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 12 月まで

申立期間①について、私は昭和 38 年 12 月からA株式会社B支店、その後 39 年 4 月からC支店に営業担当として、また、申立期間②について、60 年 9 月から 61 年 12 月まで株式会社Dに作業員を送迎する車の運転等の担当として勤務していた。

その間、厚生年金保険料を源泉控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A株式会社C支店に勤務していたことは、同僚の供述から推認できる。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を確認したところ、複数の同僚は、「営業担当者については見習いや試用期間があった。」と供述しており、これらの同僚は入社から約1年経過後に厚生年金保険に加入していることが推認できることから、申立人が申立期間①においては厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

また、A株式会社は昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その後、事業所も解散しており、事業主からは申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②については、雇用保険の被保険者期間から株式会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかし、株式会社Dの総務担当者に従業員厚生年金保険の適用について確認したところ、「事務員及び現場監督等の月給者は厚生年金保険に加入さ

せていたが、作業員や運転要員などの日給者については、雇用保険のみ加入させ医療保険制度については市町村の国民健康保険制度に加入するように指導していた。」旨の回答があった。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、申立期間中に同社の厚生年金保険被保険者で住所を確認することができた複数の同僚に照会したところ、当該同僚は、申立人を記憶しておらず、申立期間②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間について社会保険事務所が保管する株式会社Dに係る厚生年金被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険証の記号番号は連番で欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月から30年3月まで  
② 昭和30年5月から31年8月まで

株式会社Aでは船大工として働いていた。その後、同社の大工の仕事が切れたので、B株式会社（現在は、株式会社C）勤務のD氏から同社に來ないかとの誘いがあり、同社で肥料の運搬の仕事をしていた。

証拠となる当時の資料は無いが、株式会社AとB株式会社で勤務して、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、棟梁として勤務していたと記憶しているE氏は死亡しており供述が得られない上、申立人が経理担当者として記憶しているF氏は、「株式会社Aの役員であった父の仕事先である同社に顔を出したことはあるが、申立期間当時は学生であり社員ではなかった。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録により申立期間に同社において被保険者資格のある同僚6人に当時の状況を確認しようとしたが、いずれも死亡又は連絡先不明により当時の状況を確認できず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、株式会社Aは、昭和31年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主もすでに他界していることから、申立期間当時の供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の記号番号は連番で欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立期間においてB株式会社に勤務していたことは、同社の厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、申立期間当時、B株式会社に事務担当者として勤務していた同僚は、「申立人は、申立期間当時、肥料運搬の仕事に従事していたが、このような仕事は臨時職員として取り扱い、申立期間程度では正職員にしてもらえず、従って厚生年金保険には加入していなかったと考えられる。」と供述している上、他の同僚も「自分も長らく臨時職員扱いであり、数年経過してから、正社員として加入してもらった。」旨の供述をしている。

また、株式会社Cでは、当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間の厚生年金保険加入に係る状況を把握することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の記号番号は連番で欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 383 (事案 83 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 14 日から同年 12 月 1 日まで

A株式会社には昭和 56 年 7 月 14 日に面接を受け、即日採用となった。同年 8 月分から給与を受領したが、そのときの給与明細には厚生年金保険料を控除した記述があったことを記憶している。

当初の判断後、昭和 57 年度の住民税通知書が見つかった。同通知書には昭和 56 年分の社会保険料控除額が記載されており、この中に申立期間の厚生年金保険料が含まれているはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、申立人の記憶も曖昧である等の理由により、平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 57 年度の住民税通知書が見つかり、昭和 56 年分の社会保険料控除が記載されていることから、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、再申立てに当たって申立人が提出した住民税通知書には社会保険料控除額として 5 万 1,810 円と記載されているが、申立人の資格記録が既に存在する期間の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を試算すると 3 万 7,650 円程度と推認できることから、申立期間に控除された厚生年金保険料に該当する可能性のある額は、1 万 4,000 円程度であると考えられ、この金額では 1 か月分の厚生年金保険料にも満たないため、申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたとは判断できない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。